

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
自衛官の募集期間(四五九・総務課).....	1
自衛官採用試験の試験期日等(四六〇・総務課).....	1
生活保護法による介護機関の指定(四六一・福祉政策課).....	1
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(四六二・福祉政策課).....	3
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(四六三・秋田中央保健所).....	4
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(四六四・大仙保健所).....	4
結核予防法による医療機関の指定(四六五・大仙保健所).....	4
建築基準法による指定確認検査機関の指定(四六六・建築住宅課).....	5
建築基準法による道路位置の指定(四六七・平鹿地域振興局建設部).....	5
公告	
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部).....	5
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部).....	6
土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部).....	7
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部).....	7
土地改良区の定款変更の認可(雄勝地域振興局農林部).....	7
教育委員会告示	
教育委員会会議の開催(九・教育庁総務課).....	7
企業局公告	
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(企業局総務課).....	7

告示

秋田県告示第四百五十九号

平成十七年度第一回二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百十八条の規定に基づき、告示する。

平成十七年四月二十八日

募集期間

平成十七年五月一日から同年六月十三日まで

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百六十号

平成十七年度第一回二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日及び試験場を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定に基づき、告示する。

平成十七年四月二十八日

秋田県知事 寺田典城

試験期日	試験場		募集地域
	名 称	位 置	
自衛隊秋田地方連絡部	秋田市山王四丁目三番三十四号	秋田県全域	鹿角市 北北
	陸上自衛隊秋田駐屯地野一番地		
自衛隊秋田地方連絡部大館出張所	大館市赤館町三番三号	秋田県全域	鹿角市 北北
	自衛隊秋田地方連絡部能代募集事務所		
自衛隊秋田地方連絡部秋田募集案内所	能代市花園町二十六番二十二号	秋田県全域	鹿角市 北北
	自衛隊秋田地方連絡部秋田募集案内所		
自衛隊秋田地方連絡部由利本荘募集事務所	秋田市茨島二丁目八番二十四号	秋田県全域	鹿角市 北北
	自衛隊秋田地方連絡部由利本荘募集事務所		
自衛隊秋田地方連絡部大仙募集事務所	由利本荘市給人町七番三号	秋田県全域	鹿角市 北北
	自衛隊秋田地方連絡部大仙募集事務所		
自衛隊秋田地方連絡部横手募集事務所	大仙市大曲町二丁目十一番五号	秋田県全域	鹿角市 北北
	自衛隊秋田地方連絡部横手募集事務所		
自衛隊秋田地方連絡部横手募集事務所	横手市横手町字上真山百九十五号	秋田県全域	鹿角市 北北
	自衛隊秋田地方連絡部横手募集事務所		

秋田県告示第四百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十七年四月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
由利本荘市社会福祉協議会 ケアサポート白百合苑	社会福祉法人由利本荘市社会福祉協議会 会長	由利本荘市前郷字家岸七十九番地十七	居宅介護支援事業	平成十七年三月二十二日
由利本荘市社会福祉協議会 矢島訪問介護事業所	社会福祉法人由利本荘市社会福祉協議会 会長	由利本荘市矢島町城内字八森下四百八十六番地一	訪問介護	平成十七年三月二十二日
笹子診療所	由利本荘市長職務執行者	由利本荘市鳥海町上笹子字下野七十七番地二	訪問看護	平成十七年三月二十二日
直根診療所	由利本荘市長職務執行者	由利本荘市鳥海町中直根字茅野六十五番地三	訪問看護	平成十七年三月二十二日
鳥海診療所	由利本荘市長職務執行者	由利本荘市鳥海町伏見字久保八番地二	訪問看護	平成十七年三月二十二日
中仙老人デイサービスセンター	大仙市長職務執行者	大仙市北長野字野口前四十七番地	通所介護	平成十七年三月二十二日
中仙老人短期入所施設	大仙市長職務執行者	大仙市北長野字野口前四十七番地	短期入所生活介護	平成十七年三月二十二日
峰山荘指定短期入所生活介護事業所	大仙市長職務執行者	大仙市協和峰吉川字半仙二十九番地九十	短期入所生活介護	平成十七年三月二十二日
アイリスケアセンター桂城	株式会社 ニチイ学館 代表取締役	大館市字水門前七十五番二号 グリーンアイ長木川一階	居宅介護支援事業	平成十七年四月一日
介護老人保健施設 成寿苑	社会福祉法人 成寿会 理事長	大館市釈迦内字狼六七十九番地	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護老人保健施設	平成十七年四月一日

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
男鹿市在宅訪問サービス事業所	男鹿市社会福祉協議会 会長	男鹿市船川港船川字片田七十四番地	訪問介護	平成十七年三月二十一日
男鹿市居宅介護相談ステーションつばき	男鹿市社会福祉協議会 会長	男鹿市船川港船川字片田七十四番地	居宅介護支援事業	平成十七年三月二十一日
鳥海町立鳥海診療所	鳥海町長	由利郡鳥海町伏見字久保八番地二	訪問看護	平成十七年三月二十一日

秋田県告示第四百六十二号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十七年四月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

介護老人保健施設 成寿苑 指定訪問看護ステーション	社会福祉法人 成寿会 理事長	大館市釈迦内字狼穴七十九番地	訪問看護	平成十七年四月一日
介護老人保健施設 成寿苑 指定居宅介護支援事業所	社会福祉法人 成寿会 理事長	大館市釈迦内字狼穴七十九番地	訪問介護	平成十七年四月一日
五城目居宅介護支援事業所	社会福祉法人五城目町 社会福祉協議会 会長	南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目六番十号	居宅介護支援事業	平成十七年四月一日
五城目訪問看護ステーション	社会福祉法人五城目町 社会福祉協議会 会長	南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目六番十号	訪問看護	平成十七年四月一日
指定居宅介護支援事業所 ケアプランセンター かつら	北秋田市上小阿仁村病 院組合 管理者職務代 理者	北秋田市米内沢字林の腰三番地	居宅介護支援事業	平成十七年四月一日

鳥海町立直根診療所	鳥海町長	由利郡鳥海町中直根字茅野六十五番地三	訪問看護 リテーション 養管理指導	訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	平成十七年三月二十一日
鳥海町立笹子診療所	鳥海町長	由利郡鳥海町上笹子字下野七十七番地二	訪問看護 リテーション 養管理指導	訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	平成十七年三月二十一日
五城目町老人訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所	五城目町長	南秋田郡五城目町西磯ノ目六番十号	居宅介護支援事業		平成十七年三月三十一日
五城目町老人訪問看護ステーション	五城目町長	南秋田郡五城目町西磯ノ目六番十号	訪問看護		平成十七年三月三十一日
がい サービスセンターなん	南外村長	仙北郡南外村字松木田百十九番地	通所介護		平成十七年三月二十一日

秋田県告示第四百六十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年四月二十八日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
長沼医院	秋田県男鹿市船越字本町十三番地五	平成十七年三月三十一日

秋田県告示第四百六十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

る。

平成十七年四月二十八日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
広小路薬局	大仙市刈和野字清光院後四十二番地の二十六	平成十七年三月三十一日

秋田県告示第四百六十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年四月二十八日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
----	-----	-------

広小路薬局
大仙市刈和野字清光院後四十二番地の二十六
平成十七年四月一日

秋田県告示第四百六十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条の二第一項及び第七条の二第一項（これらの規定を同法第八十七条の二及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定確認検査機関を指定したので、同法第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、公示する。
平成十七年四月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称 財団法人秋田市総合振興公社	住 所 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝一番地の一	指定の区分 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第十五条第一号、第二号、第九号、第十号、第十三号及び第十四号に掲げる区分	業務区域 秋田市の区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地 秋田市山王二丁目二番三十五号	指定年月日 平成十七年四月二十日
----------------------	----------------------------	--	----------------	-------------------------------------	---------------------

秋田県告示第四百六十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第

四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
平成十七年四月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 横手市八幡字石町九十九番地三 高 階 秋 一	道路の位置の指定箇所 横手市八幡字石町三百十二番地の内	道路の延長 三十二・六メートル	道路の幅員 六・〇メートル	指定年月日 平成十七年四月十九日
---	--------------------------------	--------------------	------------------	---------------------

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、合

川町土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十七年四月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

北秋田市増沢字小瀬渡場三十一番地

川井字屋布袋五十八番地

羽根山字屋布袋八十番地

李岱字上悪外五十八番地二

木戸石字屋布袋四十四番地

根田字西五十四番地

道城字屋布袋十六番地

上杉字上屋布袋二十三番地一

下杉字狐森十番地

三里字屋布袋五十六番地

鎌沢字新屋布六十五番地

八幡岱新田字八幡岱二十八番地二

北秋田市木戸石字屋布袋四十四番地

川井字屋布袋五十八番地

李岱字上悪外五十八番地二

新田目字屋布袋五十九番地

道城字屋布袋十六番地

増沢字沼ノ上十番地二

上杉字上屋布袋二十三番地一

根田字屋布袋二十五番地

下杉字狐森十番地

羽根山字屋布袋四番地一

三木田字三木田八十五番地

三里字屋布袋五十六番地

鎌沢字新屋布六十五番地

八幡岱新田字八幡岱二十八番地二

三 退任監事の住所及び氏名

北秋田市木戸石字東屋布袋三番地

李岱字上悪外五十九番地

上杉字下屋布袋百九十六番地

三木田字三木田八十五番地

四 就任監事の住所及び氏名

北秋田市福田字福田六番地

上杉字下屋布袋百九十六番地

杉淵 繁

佐藤 昌明

坂上 常太郎

平川 雄一

小田 慶一

金田 耕二郎

松橋 亮悦

関村 富五郎

木村 悦郎

福岡 昌樹

鈴木 博和

柴田 松雄

小田 慶一

佐藤 昌明

平川 雄一

斎藤 東一郎

松橋 亮悦

杉淵 竹夫

関村 富五郎

桜田 日出雄

木村 悦郎

松岡 利夫

三浦 克昭

福岡 昌樹

鈴木 博和

柴田 松雄

沢藤 勇太郎

成田 四郎

永井 隆

三浦 克昭

鈴木 勲

永井 隆

北秋田市木戸石字屋布袋七十五番地
根田字屋布袋四十八番地

畠山 誠一郎
桜田 昇

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、雄和土地改良区から次のとおり役員（退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十七年四月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

一 退任理事の住所及び氏名

秋田市雄和新波字新町百三番地一

字清水木百三十一番地

雄和向野字前開四十五番地

雄和繫字宿百三十二番地

雄和神ヶ村字東又百十九番地

雄和神ヶ村字東又百十九番地

雄和碓田字宮ノ前六十三番地

雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢三十番地

字土橋二十三番地

二 就任理事の住所及び氏名

秋田市雄和新波字新町百三番地一

字清水木百三十一番地

雄和向野字前開四十五番地

雄和繫字宿百三十二番地

雄和神ヶ村字東又百十九番地

雄和神ヶ村字東又百十九番地

雄和碓田字宮ノ前六十三番地

雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢三十番地

字土橋二十三番地

三 退任監事の住所及び氏名

秋田市雄和左手字字前谷地百二十八番地

雄和新波字竹ノ花十四番地

雄和神ヶ村字脇坂百五十番地

四 就任監事の住所及び氏名

秋田市雄和左手字字前谷地百二十八番地

雄和新波字竹ノ花十四番地

雄和神ヶ村字脇坂百五十番地

種村 元一

工藤 久幸

浅野 和善

斎藤 一

菅野 洋

神田 一雄

齋藤 均

京極 正吉

京極 正吉

京極 正吉

京極 正吉

京極 正吉

京極 正吉

京極 正吉

京極 正吉

京極 正吉

京極 正吉

京極 正吉

京極 正吉

京極 正吉

京極 正吉

京極 正吉

京極 正吉

京極 正吉

京極 正吉

京極 正吉

京極 正吉

京極 正吉

秋田市雄和神ヶ村字助沢九十二番地 佐藤 登

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、由利郡鳥海町上川内堰土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年四月二十二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月二十八日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大仙市花館土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年四月二十二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月二十八日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、湯沢市中央土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年四月二十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月二十八日

秋田県知事 寺田典城

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第九号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十七年四月二十八日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

- 一 日時 平成十七年五月十日 午前十時四十分
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件

- (一) 「秋田県教科用図書採択地区の設定」の一部を改正する案
- (二) 秋田県産業教育審議会委員の任命
- (三) その他

企業局公告

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年四月二十八日

秋田県公営企業管理者職務代理者
秋田県企業局長 大嶋 直樹

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
- ノート型パーソナルコンピュータ 八十三台
- (二) 購入物品の仕様等
- 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
- 平成十七年六月三十日（木）
- (四) 納入場所
- 仕様書で指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七二 秋田市山王三丁目一番一号
- (二) 秋田県企業局総務課総務班（電話番号〇一八 八六〇 五〇三二）
- (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年四月二十八日（木）から同年五月十二日（木）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年五月十六日（月） 十三時三十分

秋田県庁第二庁舎六階 企業局第一会議室

五 入札保証金

秋田県公営企業財務規程（昭和四十三年秋田県公営企業管理規程第六号。以下「規程」という。）第五十八條から第六十一條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規程第六十四条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所

秋田県株式会社
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(862)八七六六
 E-mail:matsubaransatsu.co.jp
 FAX(863)〇〇〇五
 松原印刷社
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社